

欠

これによつて玉を持つてゐる人は尊い人であると云ふ思想のあつたことがわかる。そこで後には王そのものが玉（古は點を打たず）の字で現はされるやうになりまた伯（古はイ偏をとらず）爵の人などもと寶珠のたま[△]のかたちによつて作られた文字を以つて呼ぶことになつた。之を白色の義に用ふるやうになつたのは更に後のことであつて、意味の變化した後のものである。意味が變化すると最初の原義は忘れられる。そこで本來の意味を復活させる爲めに之に入偏イを付けて伯としたのである。これらは縣の字の意味の移りかたとよく似てゐる。とにかく白と云ふ字が玉に因^{ちな}んだ文字であると云ふことは云へるのである。

その他また玩の字の偏にある王であるとか珍の字、珀の字、珠の

字、璫の字、瑞の字、環の字、珥の字、これらに含まれたる玉はみな玉を意味してゐる。耳飾りにする玉もあれば手の腕輪にする玉もあり、又圭と稱して三角尖の笏しやくのやうなものにする玉もありそのほか盃にもすれば飯玉（貴人の死體に飯まじひるもの）にもある、後には印璽に用ひらるゝことのあるは人のよく知る所である。かやうに玉の用途は非常なもので而かも何れも皆玉に對する支那人種の趣味性から來てゐる。今日の支那人を見ても身邊のかざりからその他器物に至るまで之を用ふることを無上の誇りとなせるは一に千古の遺習である。玉と支那人とは離る可からざる關係を持つてゐると見られる。これは全くその礦物としての玉の特色が如何なる温乎として聖賢の趣のあるによれるは勿論なるが、尙その外に古來歴史的の因

襲によつて玉がその所有者拜受者の地位身分を推測せしむる有力なるものとなつてゐることも大いに關係してゐるのである。

第八章 文字の起源

一年の字

𠂔 𠂔 𠂔

年の字はもとかやうに禾（稻）の字と音符の千（人）との合字で出來て

ゐる。禾をその字の冠となし而かもその稻の穂のよく實みつてゐるところをしてゐるのは秋の收穫の季節を示したものである。これによつて支那の古は米の收穫が年一度であつたことが判ると同時に農事を以て曆年を勘定してゐたことも判る。そして此の年の字は支那民

族が夙に元始状態を進んで農業時代に入つてから作つた文字である
ことをも推測せられる。この字の外に秉(取る)の字があるがこれも
禾いねに因ちかんだ文字で秉は禾を手に握にぎつてゐるところを示したものであ
る。この秉の字を二つ合した兼ふたたはの字は二束の稻を一緒に兼ね握つた
ことを示した文字であつて秉兼兩者何れも農業時代の産物である。

二 農の字



農 農の字の起源はここに示せるや
うに刻されてゐる。左右の両手

と田と辰とで出来てゐることもあれば又單に林と辰とで成立つて居
ることもある。辰に本來龍ではない。形は上に示すやうに明白に判
つてゐる動物である。體軀に斑紋のある四足獸かと思はれるがよく

は分らぬ。新渡戸博士によるとこは二脚の象形でできてゐて農の字
を作つてゐる所から見ると禽類に見た方が宜しくはないかと云ふこ
とで先づ雞に見られた。さう見ると上古の農の字は雞が田の畔ほとまた
は林の邊にゐるものとなるから面白く解せられる。或はその字に左
右兩手の配せられたるは當時その既に家禽として飼養せられてゐた
ものと云ふことを示してゐると判ぜられる。唯辰が寸と合字になる
ときに辱(恥)の字になるわけが少々解けないので困るのである。が
これは後の機を得て述べることにする。

三 男の字



男の字は田と農具とから出来てゐる。田に
出て鋤あをとり所ところのものが男子であつたこ

とを示してゐるのであるか。國によつては男子は狩獵に出かけるのが普通で農穡のことは女子が之に従ふと云ふ所がある。支那では後になつても女子は室を守るものにきまつてゐるやうに上古から家本位に生きてゐて田のことは男子の事であつたものと見るべきであるか。從來男の字は田の力ちからに解れてゐたのであるが男の字の古形には農具をとれる手が之についてゐる文字のある位であるから暫くその力の字を有形の農具に見ようと思ふのである。但し男の字の上半の田を以て耕作地の意味に見るのは原義ではない。もと牧場なり狩獵なりの義であつたので、その田地の意味となつたのは轉義である。

四 畜の字

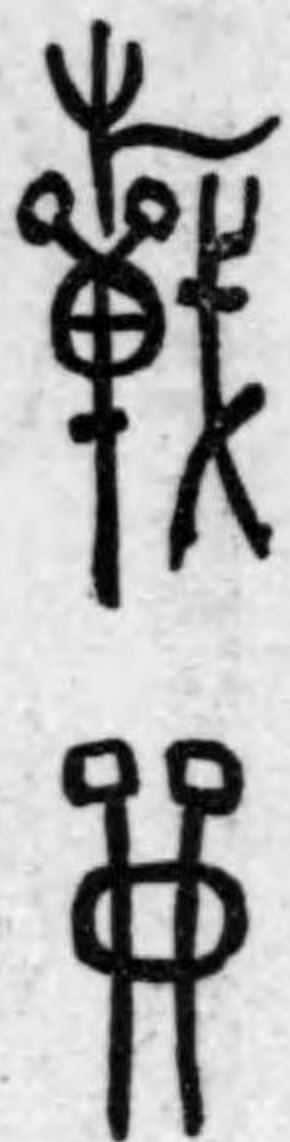
畜は西洋ではペグス Peas と呼ばれラテン民族の間では財貨 Pecunia



pecunia の語源となつてゐるが支那では牧場に於ける牲畜の意味で豚や犬などの豕かと同語として知られてゐる。財貨のしるしには貝が用ひられてその方面の文字はできてゐる故畜類はそれには用ひられてゐないのである。畜の下半の田は田地でなく家畜を放ちおく牧園である。繞垣、區劃あるを示す。それは留の字、番の字などの田が同じく牧場の意味であるので判る。圃の字の古字殷 尙又圃の字の龜版文に牧園に草ある 虚書契七の廿八 を示せる會意字のあるのでも判る。豚羊を飼ひおく所である。また豸(獵)の字が狩を意味せるも亦田の耕作地に非ざることを證するものである。但し略、𪛗、畦、畦、畹、畹などの田は必しも狩獵牧畜の義ではないのである。



五 戦の字



戦の字は單の字（音符を兼ね示す）と戈の字とより成る。單はもと儀伏などに用ひらるゝ武器様の形にて現はる。その起源は旂旗の形に見ゆる大纛または大旗の象形と見るを得べし而して之には一個を以て表はすときと二個を以て現はすときとがある。更に此の旗を以て交戦状態に在ることを示す爲めには之に戟を以つて配するのである。これ戦に戈の字の含まるゝ所以である。上代の戦争用具には弓もあれば矢もあり盾もあれば刀もある。しかし戦闘具の中最も顯著なるものを旗と戈となしたるにより此の二者を特に選んで文字上にそのしるしとして組合はせたものであらう。

六 盾(たて)の字



盾の字はもと楯の正面向きと之を執つてゐる兵士との會意字である。今、目の字の形に見えてゐる部分はもと長方形の楯を示したものである。楯と人とで盾の字の構成されてゐることは最も似合はしいことである。山東省、畫像石に見ゆる盾は横に七筋の目が入つてゐるが上代の文字の上では二筋しか見えてゐない。とにかく盾の字は盾を取つて立つてゐる人の象に見られる更に此の



取の字 (龜甲文)

盾を側面向きから見るときは文字の上では耳扁に混同されてかゝれてゐる。即ち耳に又(手)で取の字に書かれてゐるものられである。「取」はもと盾を執るの意と知るべ

きものである。

七 喜の字



喜の字は鼓の字が扁にあたる部分のものと口との合字であるとしてせられてゐた。然るにその口と云つたものは口でなく臺である。而してその上の主要な部分は神前又は宗廟（たまや）に供へる所の祭器である。従來之を鼓と見てゐたのは少しく穩かでないやうに思はれる。喜の字に含まれたるもの又樹の字に含まれたるもの何れも同一物であるがこれは樂器でなく供へ物であるとするのである。喜びの祝福を神に告ぐる時に幣として奉るものと見られる。人の喜びの祝に行くときは鹿の皮を持參して行く。これは慶の字が鹿の字を含ん

でゐるのでわかる。しかし慶と喜とは場合が違ふのである。

八 法の字



法の字はもと璽でその古形はかやうに複雑に書かれてゐる。右半は獬豸かいぢと稱せらるゝ潔癖性の袖獸（墨子には神羊なりと云ふ）である。正邪の區別を感受し邪惡なるものを噛み殺す辟邪の神獸である。左半は水（公平を示すしるしで準の字の水に同じ）とその上に大の字なり立てるは裁判を受くる人の意を示しその中間の口は宣告を意味するしるしである。これら四つの要素の組合はせは（一）正義の觀念と（二）公平の觀念とを主たるものに見立て神前又は裁判官の前に原被兩造が呼び出され宣告を興へられるところの意である。これによつて

古の法の觀念が窺はれるのであるが歐洲に於ける法の最初の觀念と相似てゐるのである。

九 得の字



(龜版文殷虛書契五の廿二) 得の字はもと貝と之をとるところの手(又)との合字である。禾を執るを秉となし、盾をとるを取となし、貝をとるを得となすそれぞれそのとる所のものは異つてゐるが得は利得の得である。前にも云へる如く貝は貝幣財貨の義であるし寶の中にも貝が入つてゐる。又實の字の如きも貝及びその珠數に貫ける貝を以つて充たされてゐるの意が示されてゐる位であるから貝の獲得を以て收得の意を示すは最も要領を得てゐる。後世貝(手)の又の部分が變じて寸となり又イがつ

くに至つたが最初は唯貝に又のみである。その貝が何貝であるかと云ふことは他の例によつて寶貝即ち子安貝であることを知るのである。

十 誠の字



誠は今殆んど用ひない字であるが上古の時代には頻繁に使用せられてゐた。その字義は得の字と同義であるが、俘虜を得るの意である。生首と武器の戈との配合である。上代儀仗として戟矛の尖端に虎皮をかけたり貔貅を吊したりすることは普通に行はれてゐた。誠の字は之に敵の首を吊してゐる所を示したものであるまいか。後には敵を囚俘にしたときは賊と稱し囚人の左耳を截り集めて之を祖

廟の前に供へ以つて凱旋の祝ひをなしてゐたと云ふことは左傳に明
示されてゐる通りである。誠の字の構造の示す所はその最も甚だし
い殺伐な元始状態を告げてゐるものではあるまいか。

十一 族の字



族の字は最初旗旒と矢との合字である。旗はよく



旅の字

その群族を統一する中心の目標となる。こ
のことはここに示した旅の字が證明してゐ
る通り衆人を旗下に配合して軍旅の意味が示されてゐる。旅團の旅
はもと多人數を意味し羈旅の旅の義に非ず。そはむしろ後の意味
である。族の字の場合も亦同じくその旗の下に一族の集まりゐるこ

とを示してゐるのである。かやうに見ると旗そのものが一族のしる
しとして立てられたものに見られる。而して族の字中の矢はその武
備なることを示してゐるものである。これによつて一族の團結の強
いことも聯想せらるれば又そのうちに君長のゐることも想像せられ
る。もしこれを同系の文字旅の字に就いて見る時はその旗手の義た
ることを云ふを俟たないのである。

十二 郷の字



郷の字は食の字を中央においてふたりの
人の差し向ひに危坐せるに象る。この字
は又卿とも讀まれる字で上古は郷卿の區

別はなかつたのである。上代の郷邑の意味はかやうに和樂歡談のう

ちに了解せられてゐたものでもあるが。しかし本來郷の字の構造上の意味は郷邑の義でなく饗應の意である。むしろ饗宴の方の意味である。依つてそのさし向かへるところよりして又嚮の字もできた。もしそのうちよりひと一人を除き去るときは即の字となる。食事に即くの意である。

以上一より十二までの各節に示したものは上古の文化を紹介する爲めに當時の元始的文字の一斑を示したに過ぎぬ。この方法によつて今千餘の古文字を秩序的に紹介するの餘白を有することが出来るならば茲に古文字より見たる支那歴史以前の文明を述べることが出来るのであるが、本書はもと専門家以外の人々に對つて僅か二百頁以内に支那文字の文化史的方面を簡単に手取り早く又入り易いやう

に叙すると云ふことであつた爲め特に趣味のある研究的方面のことは殊更ら觸れぬことにしたのである。この點に就いては特に讀者の諒察を請ふ次第である。

終りに臨んで文字文化史の研究は埃及文字及びアッシリア・バビロニア文字の兩方面は夙に歐米の學界でその研究の隆盛なるにひき比べ、支那文字の方面になると歐米には勿論、日本に於いてさへ未だ豫期されてゐた程度に進んでゐない。文字の關鍵によつて開かるべき支那有史以前の文化の原野は實に廣邈殆んど無限で前人の手も入らずに残されてあるのである。極東の言語、人種、歴史、自然科学に興味をもつ者は半道樂に字源研究の一端を味はんことを希望するのである。

文字の起源終

大正五年五月二十八日印刷
大正五年五月三十一日發行

通俗大文學庫
第六編
文字の起源
不許複製

著者 後藤朝太郎
發行者 五味貞吉
印刷者 中田福三郎
印刷所 秀英舎第一工場

定價參拾錢

東京市京橋區加賀町四番地

通俗大學會

東京市神田區錦町一丁目十九番地

京華堂
電話新橋二二三九番
振替東京五九七番
電話本局二三二六
電話一七〇七一

發行所
大賣捌所

物産副庫文學大俗通

東 西 時 論

錢貳料送 錢拾册各價定 頁百型トツケホ

(6) (5) (4) (3) (2) (1)

既 刊

(1) 獨逸と東亞
(2) 獨逸の軍國的施設
(3) 歐洲戰後の米國人
(4) 政黨政策と道德
(5) バルカン半島
(6) 文化政策の生物學的基礎

ドクトルウエルト
ハイメル著
本會譯編

森孝三氏述
本會編

米國名士論集
本會譯編

パウルゼン博士著
後藤男爵原譯
本會編

長瀬風輔氏述
本會編

マニエルグオルン
フニルグオルン著
本會編

通 俗 大 學 文 庫

第一編
第二編
第三編
第四編
第五編
第六編

(7) 上田博士
(9) 三並良氏

國語學の十講
オイケンと時代思想

(8) 高野博士
(10) 新渡戸博士

本邦人口の現在及將來
民論

會員を募る

本會は今回購讀者諸君の便宜を計り會員制度を設けたれば
入會希望の諸君は即刻申込まれよ(規則書は卷末にあり)

既刊
阪谷男爵
大隈伯爵
後藤男爵
建部博士
松岡博士
後藤文學士

近刊
最近の東京市
國民教育論
日本生活と村落生活
都會生活と植民的發展
日本文字の起源

通俗大學會會員規約

第一

本會ノ目的ハ廣キ意義ニ於ケル國民教育ノ一助ヲラシメテ、古今東西ニ渉ル諸科ノ智識ヲ最モ容易ニ社會ノ各階級ニ普及セシメテ世界ノ時事問題ニ關スル

第二

本會ハ前項ノ目的ヲ達センガ爲メ各專門家ノ執筆ヲ請ヒ「通俗大學文庫」ト題スル冊子ヲ毎月刊行ス

第三

（一）「通俗大學文庫」ハ現代人ニ必須ナル智識ノ紹介説述ニ努メソノ標準ハスベテ現代人ノ生活ニ於テス

第四

（二）「通俗大學文庫」ハ平易簡明ヲ旨トシ専ラ内容ノ充實ヲ重シテ而モ極メテ廉價ヲ以テ廣ク世間ニ頒タントス

第五

（一）「通俗大學文庫」ノ副産物トシテ世界ノ時事問題ニ關スル論評ヲ紹介センガ爲メ「東西時論」ト題スル叢書ヲ隨時刊行ス

（二）「通俗大學文庫」ナリキ續キ購読スルコトヲ約シソノ六冊分ニ對スル割引代金一圓七十錢（郵券代用）ヲ前納セラル、人ヲ本會會員トス、但シ會員ニ送本スル郵税ハ本會ノ負擔トシ發刊毎ニ即日配本ス

（三）會員ハ豫約以外ノ本會出版物ヲ隨時購入セラル、場合直接本會ニ注文セラル、モノニ限り特ニ本會主催ノ講演會ニ出席セラル、コトヲ得

（四）本會會員ハ隨時本會主催ノ講演會ヲ催サントシ本會亦ソノ必要ヲ認メタ

（五）多數ノ會員ヲ有スル地方ノ有志ニシテ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（六）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（七）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（八）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（九）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十一）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十二）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十三）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十四）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十五）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十六）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十七）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十八）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（十九）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

（二十）本會ハ前項ノ地方ニ於テ講演會ヲ開催スルコトアルヘシ

35
264

終